

消費者庁関連 3 法のポイントについて

消費者庁及び消費者委員会設置法・・・・・・・・・・ 1

消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う
関係法律の整備に関する法律・・・・・・・・・・ 2

消費者安全法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

（添付資料）

消費者庁の設置に伴う J A S 法の改正について
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

消費者庁及び消費者委員会設置法のポイント

消費者基本法第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質の表示に関する事務を一体的に行わせるため、内閣府の外局として消費者庁を設置する。また、内閣府に消費者委員会を設置する。

(1) 消費者庁の設置

内閣府の外局として消費者庁を設置し、その長は消費者庁長官とする。

(2) 消費者庁の所掌事務

ア 消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

イ 消費者の利益の擁護及び増進に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

ウ 消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

エ 消費者安全法の規定による消費者安全の確保に関すること。

オ 各府省庁から移管される表示、取引、安全関係の法律に関する事務。

(「消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案のポイント」を参照)

カ 物価、公益通報者の保護及び個人情報保護に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
等

(3) 消費者委員会の設置

内閣府に消費者委員会を設置する。

ア 組織

①内閣府に、10人以内の消費生活に関し識見を有する者から成る消費者委員会を置く。

②消費者委員会に事務局を設置する。

イ 所掌事務

①消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策等に関する重要事項に関し、自ら調査審議し、内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官に建議する。

②内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官の諮問に応じ、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策等に関する重要事項を調査審議する。

③消費者安全法の規定により、内閣総理大臣に対し、必要な勧告をし、これに基づき講じた措置について報告を求めるほか、個別の法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(4) 附則

①公布の日から起算して一年以内に施行する。

②衆議院による修正で、所要の検討規定が盛り込まれた。

消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う 関係法律の整備に関する法律のポイント

消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴い、内閣府設置法その他の行政組織に関する法律及び食品衛生法その他の関係法律について、所要の規定を整備する。

(1) 個別作用法の改正

＜表示関係＞

不当景品類及び不当表示防止法（景表法）、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS 法）、家庭用品品質表示法、食品衛生法、健康増進法、住宅の品質確保の促進等に関する法律

（改正のポイント）

内閣総理大臣が、消費者の生活に密接に関連する物資の品質等に関する表示の基準等を定め、これを遵守させるための命令等を行うことができるようにするため、上記の法律を改正して内閣総理大臣の権限を規定。

その際、公正取引委員会、農林水産省、経済産業省、厚生労働省にも立入検査等を行わせ、内閣総理大臣にその結果を通知させること等により、消費者庁が主導しつつ、地方における執行体制を実質的に確保できるよう措置。

＜取引関係＞

特定商取引に関する法律、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律、特定商品等の預託等取引契約に関する法律（預託法）

（改正のポイント）

特に消費者トラブルの多い取引の適正化を図るため、上記の法律を改正して、消費者庁がこれらの法律の企画立案、執行を担うことができるように、内閣総理大臣の権限を規定。

＜業法関係＞

貸金業法、割賦販売法、宅地建物取引業法、旅行業法

（改正のポイント）

消費者の利益の擁護及び増進を主たる目的とする上記の業法について、その目的の実現を図るとともに、二重行政を避ける観点から、内閣総理大臣が、業所管大臣の行う事業者に対する業務改善命令等の処分について、あらかじめ協議を受け、また、必要な意見を述べる仕組みを設けるため、これらの法律を改正して内閣総理大臣の権限を規定。

＜安全関係＞

消費生活用製品安全法（消安法）、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（家庭用品規制法）、食品衛生法、食品安全基本法

（改正のポイント）

- ① 高度な科学的、専門的知見を必要とする安全関係の基準について、消費者被害の実態を十分反映したものとするため、あらかじめ、内閣総理大臣が当該基準を策定する大臣から協議を受ける仕組みを設けるため、消安法、家庭用品規制法、食品衛生法を改正して内閣総理大臣の権限を規定。
- ② 消費生活用製品による重大な危害の発生及び拡大の防止を図るため、内閣総理大臣が製造業者等から報告を受け、必要な公表を迅速に行うことができるよう、消安法を改正して内閣総理大臣の権限として規定。
- ③ 食品安全基本法を改正し、食品の安全の確保に関する基本的事項の策定、リスクコミュニケーションの調整等の権限を、消費者庁に移管。

＜その他＞

消費者基本法、消費者契約法、製造物責任法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（出資法）、無限連鎖講の防止に関する法律（ねずみ講防止法）、公益通報者保護法、国民生活安定緊急措置法 等

（改正のポイント）

内閣府本府から消費者庁に移管し、消費者の利益の擁護及び増進に関する政策を企画立案、推進する。

（２）内閣府設置法等の改正

（改正のポイント）

- ① 内閣府の任務として、「消費者が安心して安全な消費生活を営むことができる社会の実現に向けた施策の推進」を追加する。
- ② 食品安全委員会及び消費者行政を担当する内閣府特命担当大臣を置くこと等を規定。

「整備法」により消費者庁が所管する関係法律について

(参考)

所管の対象 = 消費者利益の擁護及び増進に関わる主要な法律(消費者に身近な法律)を所管。
(他の法律分野についても、「消費者安全法」による措置要求等で対応。)

所管の形態 = 行政組織の肥大化を招かぬよう、国の地方出先機関、都道府県を活用。消費者庁の主導の下、効率的に法執行。二重行政を回避。



表示関係 (景表法、JAS法、食品衛生法、健康増進法、品表法 等)

- ◎ 消費者庁が、表示基準を策定。これを遵守させるための命令は、消費者庁のみが権限を持ち、一元的に実施。
- ◎ 立入検査、行政指導は、公取、農水省、経産省、厚労省に行わせるが、必要な消費者庁への通知を義務づけ。(必要な場合には、消費者庁が自ら立入検査を実施。)

取引関係 (特定商取引法、特定電子メール法、預託法)

- ◎ 消費者庁が、企画立案を担うとともに、自ら、立入検査、命令を行う。
- ◎ 特に、消費者トラブルの多い特定商取引法については、執行体制を経産省から消費者庁に移管し、地方の経済産業局を直接に消費者庁が指揮監督することにより、実質的に執行体制を一元化。

業法関係 (貸金業法、割賦販売法、宅建業法、旅行業法)

- ◎ 消費者庁が、行為規制について、企画立案を担う。
- ◎ 消費者庁は、業所管大臣の行う処分に関し、協議を受け、必要な意見を述べる。意見を述べるため必要な立入検査は消費者庁が行う。二重行政を回避しつつ、消費者の目線を反映。

安全関係 (消費生活用製品安全法、有害物質含有家庭用品規制法、食品衛生法、食品安全基本法)

- ◎ 安全基準の策定は、各省の専門性を活用し、消費者庁が協議を受けることで、消費者の目線を反映。
- ◎ 消費生活用製品安全法の重大事故報告制度は、消費者庁が所管し、迅速に事故情報を公表。
- ◎ 食品安全基本法に基づき、食品安全行政の基本方針を消費者庁が所管し、司令塔として機能。

その他関係 (製造物責任法、消費者契約法、公益通報者保護法 等)

- ◎ 消費者庁が企画立案を担うことにより、消費者利益の擁護及び増進を実効的に図る。

消費者安全法のポイント

消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、内閣総理大臣による基本方針の策定、都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施及び消費生活センターの設置、消費者事故等に関する情報の集約等、消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置等所要の措置を講ずる。

(1) 基本方針

内閣総理大臣は、消費者安全の確保に関する**基本方針**を策定

(2) 地方公共団体の事務と消費生活センターの設置等

ア 地方公共団体は、消費生活相談、苦情処理のあっせん等の事務を実施

イ アの事務を行うため、**消費生活センター**を設置（都道府県は必置、市町村は努力）

(3) 消費者事故等に関する情報の集約等

ア 行政機関、地方公共団体、国民生活センターは、被害の拡大のおそれのある**消費者事故等に関する情報を内閣総理大臣に通知**（生命・身体に関する**重大事故等**については直ちに通知）

イ 内閣総理大臣は、消費者事故等に関する情報等を集約・分析し、その結果を公表

(4) 消費者被害の防止のための措置

ア 内閣総理大臣は、消費者の**注意喚起**のための情報を公表

イ 被害の防止を図るために実施し得る**他の法律の規定に基づく措置がある場合**

⇒ 内閣総理大臣は、法律に基づく措置を実施するよう**関係各大臣に要求**

ウ 被害の防止を図るために実施し得る**他の法律の規定に基づく措置がない場合**（いわゆる「**すき間事案**」の場合）で、かつ生命・身体に関する**重大事故等**の場合

① 内閣総理大臣は、**事業者に対し**、必要な措置をとるよう**勧告**

⇒ 正当な理由なく**従わない場合は**、当該措置をとることを**命令**

② 内閣総理大臣は、**急迫した危険がある場合は**、①の手続を経ず、必要な限度において商品の**譲渡等を禁止・制限**

⇒ **禁止・制限措置に違反したときは**、商品の**回収等を命令**

※ 上記の命令、禁止、制限に従わない場合には、罰則あり。

消費者庁の設置に伴うＪＡＳ法の改正について

現 行

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（ＪＡＳ法）は、

- ① 消費者の商品選択に資するため、農林水産大臣が農林物資の品質に関する表示の基準を定めること（現行法第１９条の１３）
- ② 取締りのため、報告徴収・立入検査を行うことができること（現行法第２０条）
- ③ 違反業者への措置は、是正の指示・公表→是正命令→罰則があることについて規定している。（現行法第１９条の１４、第２４条第８号、第２９条第１項第１号）

改正後

- ① 品質表示基準は内閣総理大臣が策定する。（改正法第１９条の１３）
 - ・ 内閣総理大臣が、消費者庁に設置される「消費者委員会」の意見を聴いて、品質表示基準を策定。（農林水産省設置法から品質表示基準策定事務を除く改正を行う。）
 - ・ 基準策定の際には、農林水産大臣に協議しなければならない。
 - ・ 農林水産大臣は、案を添えて、内閣総理大臣に対して基準の策定を要請することができる。
- ② 品質表示基準に関する立入検査・報告徴収、改善の指示は、内閣総理大臣（消費者庁）と農林水産大臣の両者がそれぞれ行うことができる。（改正法第１９条の１４第１項～３項・第２０条）
 - ・ 文字の大きさ等の表示方法の違反については、内閣総理大臣が執行。
 - ・ 農林水産消費安全技術センターは、引き続き、農林水産省の指示を受けて立入検査を実施。（農林水産消費安全技術センター法については、条項の改正のみ）
- ③ 指示に従わなかった場合の改善命令は内閣総理大臣（消費者庁）が行う。農林水産大臣は改善命令を要請できる。（改正法第１９条の１４第４項・第５項）

JAS法の改正等について

- JAS法の食品表示部分は、内閣総理大臣(消費者庁)が所掌
- ただし、
 - (1)食品表示基準の策定に当たっては、農林水産省に協議
(農林水産省から原案を作成の上、策定要請も可)
 - (2)執行の立入検査、改善指示は、内閣総理大臣又は農林水産大臣が実施

